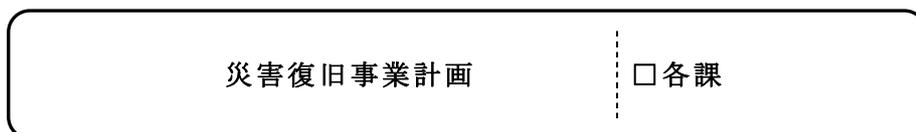


第2章 災害復旧事業の推進

第1節 災害復旧事業計画



【基本方針】

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、将来の災害に備える事業計画を樹立し、被害の状況から重要度、緊急度に応じた早期復旧を目標にその実施を図るとともに、県等が実施する事業等に関して市は積極的に協力する。

地震・津波災害復旧・復興対策における復旧事業計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第2章第1節「災害復旧事業計画」に準ずる。